○農林水産省告示第二千五百四十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年七月九日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月七日　農林水産大臣　郡司　彰

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第439号	ゆうき太郎	胎内市	新潟県胎内市新和町2番10号
仮生第440号	ゆうき次郎	胎内市	新潟県胎内市新和町2番10号
仮生第441号	ゆうき花子	胎内市	新潟県胎内市新和町2番10号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月七日　農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字向山一八の二九、一八の三〇、一八の四二、二〇の二、二一の一、二二の二、二三、二三の三、二三の五から二三の七まで、一八の三一・二〇の四・二三の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三沢字下二ツ沢二の一、二の二、三、四・五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八、九、一〇の一、一〇の二、一一から一四まで、一四の一、字上舟ノ沢三一の三、三一の五、三三、三四の一、三四の三、三五の一、三五の三、三六の一、三六の三、三七、字森下二二の一、二二の三、二三、二四、字上二ツ沢六、一二、古真立字浅草山二八の一、二九の一から二九の四まで、二九の九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字嶺二七の一八、二七の一九、三沢字大菅四七の二、字宮下三九の七（次の図に示す部分に限る。）、四一の八、四九、五〇の一、字芋ノ久保三の一（次の図に示す部分に限る。）、字上手二三の二、字矢木沢八一の一、下黒川字川場六四、東栄町大字川角字前坂九、九の一、一〇、一一、設楽町豊邦字沢戸一七の一、三都橋字井ノ上一の一、三、五の一、字黒渕八の一、東納庫字大野山一の一〇一、一の一一七から一の一一九まで、字岩タケ六の二から六の七まで、三四、三五の一から三五の三まで、三六、三七、三八の二、三九の一から三九の五まで、字岩クラ一の一、二の一、三の一、四の一、六の二、八の一、八の二、九、二四の一、二八の三、字長尾二の一四から二の二一まで、字ナガ子二の三一、二の五一から二の五四まで、二の五五・二の五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、田内字タキ上四、八から一〇まで、一二、一二の一、平山字タキノ口三の六、四の二、田峯字段戸一の一一九、一の一二一から一の一二四まで、一の一二六、一の一二八、一の一四三、一の一五一から一の一五四まで、一の一五八、一の一六六から一の一六八まで、字大滝一七の三、清崎字切石一の一、西納庫字本洞一の九三（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので、同令第十六条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月七日　経済産業大臣　枝野　幸男

表委任した予算科目名の欄中「東日本大震災復興推進事業費補助金（対日直接投資・外資系企業誘致プロモーション事業に限る。）」を「東日本大震災復興推進事業費補助金（対日直接投資・外資系企業誘致プロモーション事業及び八戸地域医療機器産業集積可能性調査事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十二月七日から施行する。

○国土交通省告示第千四百十六号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第三十号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十七条の二第二項及び第二十二条の五第二項の規定に基づき、平成六年建設省告示第千百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日　国土交通大臣　羽田雄一郎

第一条第一項中「第五項並びに」、「及び第六項」及び「又は一団の住宅建設に関する事業」を削り、同項第一号及び第二号中「及びニ」を「及びハ」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号中「又は建設される住宅」を削る。

第二条中「若しくは第五項」を削り、「令第三十九条の五第五項若しくは第六項」を「第三十九条の五第五項」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千四百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年十二月七日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

繁根木川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十九年建設省告示第千七十号で指定した土地のうち、玉名市石貫字上栗山五三六番三から玉名市石貫字岸田六二一番四地先河川敷に係る区間の栗山川の中心線から左右各岸七メートルまでの土地の区域

○国土交通省告示第千四百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月七日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

為弘川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

下松市大字山田山一七番地内四等三角点出合を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三一八度五八分二三秒　三四〇・〇三三メートルの地点　一号

標柱一号から一四三度四二分三九秒　一七・五〇四メートルの地点　二号